

第 3 回 農 業 委 員 会 議 事 録

開 会 日 令和4年5月19日(木)

場 所 文化会館たづくり 1001学習室

開会時間 午後3時

出席委員

1番委員	荒井啓子	2番委員	野口一盛
3番委員	斉藤喜兆	4番委員	杉崎一三六
5番委員	杉本明彦	6番委員	林隆
7番委員	戸坂昭一	8番委員	杉本富美男
9番委員	倉田邦昭	11番委員	山口祐二
12番委員	山内亜樹子	13番委員	矢ヶ崎宏始
14番委員	吉井美華子	15番委員	藏見洋久
16番委員	田中敏夫	18番委員	加納松男
19番委員	荻本末子	20番委員	篠宮稔

欠席委員

10番委員	榎本弘行	17番委員	石原康裕
-------	------	-------	------

事務局

局長	元木勇治	次長	朝倉恵一
書記	長谷部淳一		

○元木事務局長　それでは、定刻になりましたので、ただいまから第3回調布市農業委員会総会を開催いたします。

ただいまのところ、18人の御出席をいただいております。農業委員会議事規則第6条の規定による定足数に達していることを御報告します。

なお、10番議席の榎本委員、17番議席の石原委員につきましては、本日、都合により欠席する旨の御連絡をいただいております。

それでは、以降の進行を矢ヶ崎会長、よろしく申し上げます。

○議長（矢ヶ崎会長）　皆さん、こんにちは。5月に入って雨が続きまして、やっと最近になって5月らしい気候になりました。本日もお忙しい中、皆様におかれましてはお集まりいただきましてありがとうございます。

農業委員会といたしまして、新型コロナウイルス感染症の感染再拡大に備え、アルコール消毒等、感染予防を図ってまいりますので、委員の方におかれましては、これからも総会がございますので、よろしくお願いいたします。

また、本日、総会終了後、事前に御案内もしましたとおり勉強会がありますので、よろしく申し上げます。

そして、その後に経営者クラブの総会がありますので、関係する方は総会のほうよろしく申し上げます。

それでは、議事日程に従い議事を進めてまいります。

最初に、日程第1、議事録署名委員の指名についてを議題とします。本日の議事録署名委員には、4番議席の杉崎委員、5番議席の杉本委員を指名しますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、日程第2、会期の決定についてを議題とします。会期の日程は、本日1日といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

御異議なしと認め、そのように決定します。

続きまして、日程第3、専決処分の報告についてを議題といたします。報告第8号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出について」、報告第9号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」、以上2件を事務局から説明します。

○長谷部書記　それでは、専決処分の報告について御説明いたします。資料、報告第8号を御覧ください。「農地法第4条第1項第8号の規定による届出について」であります。

農地法第4条は、土地の所有権の移転を行わずに、農地を農地以外の地目に転用するものであります。

番号1を御覧ください。土地の所在は深大寺北町1丁目●番●、面積は307平方メートルであります。申請人は●●●●氏であり、転用目的は共同住宅の建設であります。篠宮委員が現地確認を行い、現況が農地であることを確認しております。この土地は生産緑地ではない農地で、今般、自己転用で共同住宅を建設するため、地目の変更をするものであります。

なお、4月14日に届出があり、申請書類に不備がなかったため、同日受領し、4月25日に受理通知書を交付しております。

次のページをお願いいたします。資料、報告第9号を御覧ください。「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」であります。農地法第5条は、土地の権利の移動や借地権の設定を行い、農地を農地以外のものに転用するものです。

番号1を御覧ください。土地の所在は下石原1丁目●番●外3筆、面積は合計で735平方メートルであります。譲渡人は●●●●氏、譲受人は株式会社東栄住宅であり、転用目的は戸建て住宅の建設であります。杉本明彦委員が現地確認を行い、現況が農地であることを確認しております。この土地は生産緑地ではない農地で、今般、土地活用を図り所有権の移転を伴う戸建て住宅の建設が計画され、地目の変更をするものであります。

なお、4月15日に届出があり、申請書類に不備がなかったため、同日受領し、4月28日に受理通知書を交付しております。

専決処分の報告についての説明は以上となります。

○議長　ただいま事務局から2件の説明がありましたことについて何か御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

（「なし」との声あり）

ほかに御質問、御意見もないようですので、報告の2件について承認することに御異議ありませんでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

御異議なしと認め、報告のとおり承認することといたします。

続きまして、日程第4の報告事項を議題とします。ア、農地法第18条第6項の規定による通知について、イ、令和4年度農業委員会審議状況及び目的別農地転用状況について、ウ、租税特別措置法第70条の6第1項の規定による証明（相続税の納税猶予に関する適格者

証明) について、エ、租税特別措置法第70条の6第1項の規定による証明(引き続き農業経営を行っている旨の証明) について、オ、生産緑地法第10条で規定する農業の主たる従事者の証明について、以上5件を事務局より説明します。

○長谷部書記　それでは、報告事項について御説明いたします。資料、報告事項アを御覧ください。農地法第18条第6項の規定による通知についてであります。この通知は農地の賃貸借につき、その農地の賃貸人と賃借人との間で賃貸借契約の合意解約がなされたことの通知であります。

番号1を御覧ください。土地の所在は国領町5丁目●番●、面積は560平方メートルであります。この土地について、賃貸人、●●●●と賃借人、●●●●氏、●●●●氏の間で賃貸借の契約が結ばれておりましたが、令和4年3月10日に両者の合意による賃貸借契約の解除がなされた旨の通知がありました。

番号2を御覧ください。土地の所在は多摩川6丁目●番●、面積は508.71平方メートルあります。この土地について、賃貸人、●●●●氏と賃借人、●●●●の間で賃貸借の契約が結ばれておりましたが、令和4年3月31日に両者の合意による賃貸借契約の解除がなされた旨の通知がありました。

次のページをお願いします。資料、報告事項イを御覧ください。令和4年度農業委員会審議状況及び目的別農地転用状況についてであります。最初の表は、農地として権利移動等をしたものの表になります。今回総会での審議状況を御覧ください。農地法第3条の許可申請、第3条の3の届出はありませんでした。第18条及びその他のものは、第18条第6項の通知が2件、1,068.71平方メートルになります。

真ん中の表は宅地として農地転用したものの表になります。今回総会での審議状況を御覧ください。農地法第4条が1件、307平方メートルになります。農地法第5条が1件、735平方メートルになります。

一番下の表は、真ん中の表の農地転用のあったものの転用後の用途になります。今回の審議状況で前回から変更となった部分は、農地法第4条では表の上から3段目、共同住宅・貸家に転用したものが2件、1,157平方メートルになります。農地法第5条では表の上から2段目、建売住宅・分譲に転用したものが3件、4,695平方メートルになります。

合計は、表の右側、合計欄で、7件、6,470.33平方メートルになります。

次のページをお願いします。資料、報告事項ウを御覧ください。租税特別措置法第70条の6第1項の規定による証明(相続税の納税猶予に関する適格者証明) についてでありま

す。この証明は、農地を相続により取得した者が相続税の納税猶予の適用を受けるため、税務署に提出するものです。

番号1について御説明いたします。土地の所在は佐須町4丁目●番●外1筆、面積は合計で1,030平方メートル、相続税の納税猶予を受ける者は●●●●氏です。原前委員が現地確認をしております。

番号2について御説明いたします。土地の所在は柴崎1丁目●番●外4筆、面積は合計で3,110.60平方メートル、相続税の納税猶予を受ける者は●●●●氏です。鈴木前委員が現地確認をしております。

次のページをお願いします。ここで訂正がございます。訂正した資料を机上に置かせていただきましたので、差し替えをお願いいたします。大変失礼いたしました。

資料、報告事項エを御覧ください。租税特別措置法第70条の6第1項の規定による証明（引き続き農業経営を行っている旨の証明）についてであります。この証明は、相続税の納税猶予を受けている者が3年ごとに相続税の納税猶予を継続して受けるために、引き続き農業経営を行っていることを証明するものです。

番号1について御説明いたします。土地の所在は上石原2丁目●番●、面積は1,088平方メートル、相続税の納税猶予を受ける者は●●●●氏です。森田前委員が現地確認をしております。

番号2について御説明いたします。土地の所在は菊野台3丁目●番●外4筆、面積は合計で1,750平方メートル、相続税の納税猶予を受ける者は●●●●氏です。鈴木前委員が現地確認をしております。

番号3について御説明いたします。土地の所在は国領町5丁目●番●外6筆、面積は合計で1,599平方メートル、うち4筆912.95平方メートルは、認定都市農地貸付けのため引き続き認定都市農地貸付け等を行っている旨の証明書を併せて発行しております。相続税の納税猶予を受ける者は●●●●氏です。小野前副会長が現地確認をしております。

番号4について御説明いたします。土地の所在は深大寺東町4丁目●番●、面積は763.41平方メートル、相続税の納税猶予を受ける者は●●●●氏です。杉本富美男委員が現地確認をしております。

番号5について御説明いたします。土地の所在は西つつじヶ丘4丁目●番●外2筆、面積は合計で519平方メートル、相続税の納税猶予を受ける者は●●●●氏です。倉田委員が現地確認をしております。

番号6について御説明いたします。土地の所在は下石原3丁目●番●外6筆、面積は合計で5,617.89平方メートル、相続税の納税猶予を受ける者は●●●●氏です。杉本明彦委員が現地確認をしております。

なお、番号1から番号6につきましては、全ての申請書類に不備はなく、証明書を発行しております。

次のページをお願いいたします。資料、報告事項を御覧ください。生産緑地法第10条で規定する農業の主たる従事者の証明について御説明いたします。この届出は、生産緑地に関わる農地の主たる従事者である旨を証明するものです。

番号1について御説明いたします。土地の所在は柴崎1丁目●番●外1筆、面積は合計で795.57平方メートル、主たる従事者は●●●●氏であります。鈴木前委員が現地確認をしております。

番号2について御説明いたします。土地の所在は小島町3丁目●番●、面積は946平方メートル、主たる従事者は●●●●氏であります。熊井前委員が現地確認をしております。

番号3について御説明いたします。土地の所在は佐須町4丁目●番●外9筆、面積は合計で2,904.44平方メートル、主たる従事者は●●●●氏であります。原前委員が現地確認をしております。

なお、番号1から番号3につきましては、全ての申請書類に不備はなく、証明書の交付を行っております。

以上で報告事項の説明を終わります。

○議長　ただいま事務局から説明がありましたことについて何か御質問がありましたらお願いいたします。

（「なし」との声あり）

ほかに御質問、御意見もないようですので、報告の5件を承認することに御異議ありませんでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

御異議なしと認め、報告のとおり承認することといたします。

次に、その他報告及び連絡事項について事務局から説明します。

○朝倉事務局次長　では、その他報告及び連絡事項についてでございます。

まず、次回の総会日程についてでございます。今回は6月16日木曜日午後3時から、同じくたづくり1001学習室で総会を開催いたします。また、役員会につきましては同日午後

2時半から同じ場所で開催していただく予定でございます。

裏面に行きまして、北多摩地区農業委員会連合会監事会・理事会についてなのですが、先月4月19日、会長が出席されまして事務局が同行いたしました。

北多摩地区農業委員会連合会通常総会につきましては、これから5月30日に清瀬市役所で行われる予定で、こちらも会長が出席する予定で、事務局が同行予定でございます。

次に、令和4年度全国農業委員会会長大会の開催につきましては、5月31日火曜日、渋谷公会堂で行われる予定で、会長が出席予定でございます。

続きまして、5番目の第42回調布市農業経営者クラブ総会につきましては、この総会が終わった後、勉強会がありまして、その後に同会場で開催予定でございます。関係者の方は出席のほうよろしく願いいたします。

次に、令和4年度北多摩地区農業委員会地区別広域検討会（南部ブロック）につきましては、来月6月24日、調布市教育会館の会議室で行う予定です。今回につきましては、調布市が主催となりまして行う予定でございます。

なお、南部ブロックにつきましては6市ございまして、三鷹市、武蔵野市、府中市、小金井市、狛江市、当市という形の6市でございます。

続いて、令和4年度第1回農地パトロールについてなのですが、7月7日木曜日午後1時半から行う予定でおりますので、農業委員の皆様と事務局と合同で肥培管理の調査という形で行う予定でございますので、予定を空けていただくと助かりますので、よろしく願いいたします。

最後に、第42回農業後継者顕彰事業と第62回企業的農業経営顕彰事業につきましては、それぞれ締切りが、後継者につきましては7月29日、企業的につきましては8月31日となっておりますので、この後、総会終了後に詳しいことは述べたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長　ただいま事務局から説明がありましたことについて何か御質問ありますでしょうか。

（「なし」との声あり）

では、ほかに御質問、御意見もないようですので、説明のとおりといたします。

それでは、本日の日程は全て終了したので、これで第23期第3回農業委員会総会を閉会といたします。お疲れさまでした。

閉会 午後 3 時24分

調布市農業委員会議事規則第13条の
規定によりここに署名押印します。

年 月 日

議長

署名委員

4 番委員

5 番委員